

宮古市水道事業経営戦略（令和3年度～令和15年度）見直し案に対する パブリック・コメントの実施結果について

1	実施期間	令和7年12月22日～令和8年1月21日
2	意見提出方法	投函、郵送、ファックス、電子メール、LoGo フォーム
3	提出状況	投函 1組17件、電子メール 1組3件
4	意見概要と回答	以下のとおり ※ご意見は、趣旨を損なわない程度に要約しました。

■主なご意見に対する回答

No.	ページ	該当箇所	意見等の概要	意見等に対する回答
1	計画全般	—	<p>●他県では運営権を民間に委託するコンセッション方式の導入により、水質や料金に関する住民不安を招いている事例が見受けられる。</p> <p>「市が責任を持つ公営」を堅持し、外資企業等に運営権を委ねる手法は取らないでほしい。</p> <p>また、委託業務も市による厳格な監視・検査体制を維持し、安全性を最優先することを求める。</p>	<p>●直営で行う業務と民間事業者に委託する業務を検討し、民間事業者に委託する業務が増えた場合でも、市の責任において水道事業を運営していきます。</p> <p>すでに民間事業者に委託している業務は、市が執行状況等を確認しており、適正に実施されています。</p>
2	計画全般	—	<p>●本市の水道管は老朽化率が高く、更新率が類似団体と比較して低い現状に不安を感じる。</p> <p>更新優先度の高い管路や、重要施設の耐震化を計画どおり着実に進めてほしい。</p> <p>予算確保にあたっては、国庫補助金の最大活用や計画的な企業債の発行により、将来世代に過度な負担やリスクを残さないように努めてほしい。</p>	<p>●更新優先度の高い老朽管の更新や重要施設の耐震化を計画的に進めます</p> <p>更新や耐震化に必要な財源については、国庫補助金の活用や企業債の計画的な発行により、将来世代に過度な負担にならないように努めます。</p>

No	ページ	該当箇所	意見等の概要	意見等に対する回答
3	計画全般	—	<p>●令和9年度以降に欠損金が生じる見通しや将来的な収支悪化の予測が示されている。</p> <p>料金改定等の議論が必要な場合には、市民に向けた丁寧な説明会を開催してほしい。</p> <p>市民が納得し、安心して水道を利用し続けられる透明性の高い経営を要望する。</p>	<p>●水道料金の改定は、人口減少や施設の老朽化等により避けられない状況にあります。</p> <p>水道事業の現状について、市民の皆様にタウンミーティング等を通して丁寧に説明いたします。</p> <p>市民の皆様が安心して水道を利用し続けられるように、広報やホームページ等を通して、経営状況を公表します。</p>
4	P2	第1章 1-1-(3) 料金	●個別原価主義の考え方に基づき給水施設より遠方にある利用者には、基本料金に別途「インフラ整備費用賦課金」的なものを上乗せするべきだと思う。	●水道料金の算定にあたっては、日本水道協会発行の「水道料金算定要領」を参考に決定いたします。
5	P3	第1章 1-2-(1) 民間委託の主な業務	<p>●民間委託の主な業務に数年ごとの「給水装置の定期点検」を加えてはどうか。</p> <p>民間業者にはビジネスチャンスにもなる。</p>	<p>●給水装置のうち、水道メーターは、毎月の検針時に動作確認をしているほか、水道法により8年ごとに交換しており、適正に維持管理しています。</p> <p>水道メーター以外の給水装置は、個人所有であり、個人で管理していただいています。</p>
6	P4	第1章 1-3 給水人口、一日平均有収水量及び料金収入の推移	<p>●一人当たりの使用水量が減った原因是、増税により可処分所得が減少して、家計費節約のために入浴をシャワー浴に代える貧しい家が増えたため。</p> <p>猛暑でも水道料金が気になり、水風呂にも入れない。</p>	●今後の施策検討の参考にします。

No	ページ	該当箇所	意見等の概要	意見等に対する回答
7	P5	第1章 1-4-(1) 経営の健全性・効率性について	●公共事業の経常収益は、収支均衡しているくらいが丁度よい。 無目的な増収行為は、組織の腐敗の原因になる。 取りすぎは単なる市民への虐待行為でしかない。	●水道事業の場合、経常収支が均衡するような状況では、利益を積み立てることができないため、老朽管更新等の財源を確保できなくなります。 財源確保のため、水道料金の改定にご理解いただくようお願いします。
8	P6	第1章 1-4-(1) 経営の健全性・効率性について	●流動比率が100%以上に対して、宮古市は約300%前後、大幅な料金値上げの必要性を感じない。	●流動比率は、短期的な支払能力を示す指標であり、経営の収支を示す指標とは異なります。 料金値上げをしない場合、令和9年度に赤字、令和11年度に資金不足になる見込みであり、水道料金の改定にご理解いただくようお願いします。
9	P7	第1章 1-4-(1) 経営の健全性・効率性について	●給水施設からの遠近が同料金なのは不公平感しかない。 遠隔地利用賦課金を検討していただきたい。	●水道料金の算定にあたっては、日本水道協会発行の「水道料金算定要領」を参考に決定いたします。
10	P9	第1章 1-4-(1) 経営の健全性・効率性について	●メーター漏水量が多いとの推測。水道料金値上げの目的は、市の給水施設からメーターまでのインフラ更新の緊急性にあるということ。 メーターを超えた漏水は、個々の家庭の料金負担の問題。	●今後の施策検討の参考にします。

No	ページ	該当箇所	意見等の概要	意見等に対する回答
11	P10	第1章 1-4-(2) 老朽化の状況 について	●水道管の管路更新のペースが遅い。 水道工事業者は、更新工事ができる余力があるか。	●水道管の更新は、財源を確保しながら計画的に進めます。 水道工事業者は、工事発注に対して概ね順調に受注しており、更新工事も対応いただけていると考えています。
12	P12 P13	第1章 1-5-(2) 水需要予測 1-5-(4) 収益的支出の 予測	●水需要の予測を覆すには、工場用水の需要を高める 必要がある。 ポートセールスと企業誘致を頑張っていただきたい。	●今後の施策検討の参考にします。
13	P17	第1章 1-5-(7) 企業債元利償 還の予測	●企業債の借入先の選定に当たっては、公的金融機関 や一般金融機関を利用させていただきたい。	●企業債の借入れは、公的金融機関や民間金融機関を利用しています。
14	P22	第3章 1 経営の基本 方針	●「経営の基本方針」には、大賛成である。	●「経営の基本方針」のとおり、水道事業を 進めます。
15	P22	第3章 1 経営の基本 方針	●遠隔地から逐次「水道スマートメーター」に切り替 え、人件費の省力化を図っていただきたい。	●「水道スマートメーター」の導入可能性について検討します。

No	ページ	該当箇所	意見等の概要	意見等に対する回答
16	P23	第4章 1-(2) 収支計画のうち財源について	●すべてを市民の料金収入に依存するのではなく、余剰水資源を宮古市の特産品として位置づけ、飲用水を必要とする企業誘致も検討していただきたい。	●今後の施策検討の参考にします。
17	P25	第4章 2-(2) 財源についての検討状況	●ネーミングライツの候補施設として、どの施設を検討しているか。	●ネーミングライツの具体的な施設は、今後検討することとしています。
18	P25	第3章 2-(3) 投資以外の経費についての検討状況等	●太陽光発電施設の整備が、水源、河川、水脈の汚染につながらないようにしていただきたい。	●市の水質検査センターでは、水源等から定期的に採水を行い、安全性を確認するための水質検査を行っています。
19	P33～	参考資料編	●市民に安全、安価でおいしい水道水を提供し続けている上下水道部に感謝する。 宮古市の特産品として、商品化、企業誘致素材として活用してこなかったことが残念。	●今後の施策検討の参考にします。
20	P40・P41	参考資料編 1 料金改定率の選択 2 県内14市の水道料金設定	●宮古市が県内で一番安い水道料金だとわかるが、宮古市の世帯収入は低い。世帯収入と家計に占める水道料金の負担割合が、他の13市を超えないようにしていただきたい。	●今後の施策検討の参考にします。